

静岡市の下水道使用料体系の一元化に
関する基本的考え方について（素案）

静岡市企業局下水道部

1 下水道事業の整備方針について

文中で使用する「下水道事業」とは、狭義の公共下水道事業を示します。

下水道事業は、汚水の排除による生活環境の改善、雨水の排除による都市型水害への対応、公共用水域の水質の保全による豊かな自然環境の保全に資するという極めて重要な役割を担っており、事業の必要性はますます高くなっていくと考えられます。

しかしながら、平成16年度の時点における本市の下水道処理人口普及率は、約70%にとどまっている現状であるため、今後も積極的に整備を進めていきたいと考えます。

下水道事業の目的を達成するために、計画的に事業を執行し、現時点では、合併浄化槽や農業集落排水などによる処理人口を除く行政人口の約96%が下水道処理人口となることを最終目標に、整備を推進していきます。

2 使用料体系の見直しの対象期間と整備目標について

下水道事業は、整備に多額な経費と期間を要する大規模な社会資本整備です。このため、事業の推進に当たっては、計画的な事業執行が不可欠となります。

今回の使用料体系の見直しにおいては、市の最上位の計画である「第1次総合計画」(以下「総合計画」という。)と整合性を図り、平成18年度から平成21年度までの財政計画を策定します。

また、この期間における整備目標については、総合計画記載のとおり下水道処理人口普及率を77%まで引き上げることを目標とします。

3 財政計画期間における使用料収入と経費回収率について

下水道事業に要する経費のうち使用料収入を充当する経費については、「雨水公費、汚水私費」の考え方にに基づき、汚水処理に要する経費としたいと考えます。

さらに、受益者負担の原則のもと、汚水処理に要する経費のうち、経費回収目標に応じた部分を使用料として収入し、残余の部分については一般会計からの補助金により事業を執行していきたいと考えます。

経費回収の目標としては、維持管理費全てと資本費のうち財政計画期間中に下水道を使用する人口に応じた割合を、使用料として回収することが望ましいと考えますが、~~その場合参考資料のような使用料体系が想定され~~今回の使用料体系の見直しの主要な目的である一元化にはそぐわないと考えられます。

そこで、総務省が毎年公表している「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」の最新版における本市の類似団体の経営状況を参考にしたいと考えます。

ここでは、全国の下水道事業を、処理区域内人口、処理区域1haあたり年間有収水量、供用後開始後年数の3つの観点から類型化しており、本市と同じ分類とされている下水道事業は67事業あります。

そして、本市の経費回収率(1)は67団体中43位であり、一元化に配慮しつつも少なくとも類似団体の平均値である70.5%程度まで経営改善を行う必要があると考えます。

そこで、今回の使用料一元化における経費回収率の目標を70.5%と定め、この経費回収率に応じた使用料収入を確保するを財政計画期間の最終年度である平成21年度に達成する使用料体系を定めていきたいと考えます。

具体的には、

$$\begin{aligned} \text{目標とする使用料収入} &= \text{H21汚水処理経費} \times \text{経費回収率目標} \\ &= \del{53,854} \text{13,443} \text{百万円} \times 70.5\% \\ &= \del{37,967} \text{9,478} \text{百万円} \end{aligned}$$

と算出されます。

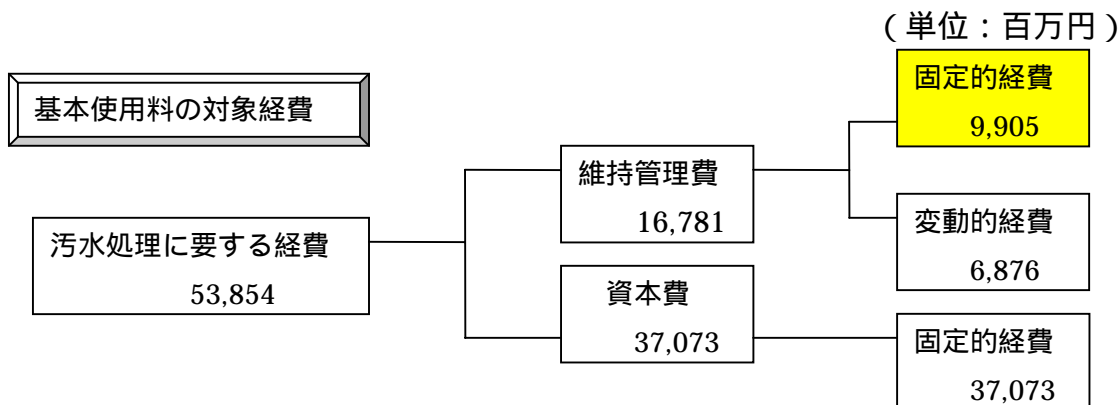
- 1 経費回収率 経営状況を判断するための指標のひとつ。総務省において、下水道事業の経営を最も端的に表している指標との見解が示されています。使用料収入/汚水処理費×100(%)で算出します。

4 基本使用料と従量別使用料について

3によって算出された使用料収入は、一般的な使用料体系である基本使用料と従量別使用料に分けて負担していただくことを考えています。

このうち、基本使用料については、汚水処理に要する経費を維持管理費と資本費に分解し、さらに性質別に固定的経費と変動的経費に分解します。そして、そのうちの維持管理費のうち固定的経費(図の塗りつぶし部分)を対象経費としたいと考えます。

これは、たとえ汚水排出量がゼロでも負担するという基本使用料の性格から、排出量の多寡に左右されない維持管理費の固定的経費を対象経費とすることが適当と考えられるからです。



これにより、基本使用料を算出すると下記のとおりとなります。

(財政計画期間における対象経費見込み) 9,905百万円

(財政計画期間における調定件数見込み) 9,930千件

= 約997円

となりますので、~~基本使用料を990円に~~経費回収率目標を勘案して全ての使用者に影響する基本使用料を925円に設定したいと考えます。

このことにより、主に一般家庭における少量排水者に対する一元化の影響が軽減されます。

従量別使用料については、まず使用者を9群に分類し、最も排水戸数の構成比率の高い10立方メートルまでの使用者群の最低単価から設定したいと考えます。

そして、今回の使用料体系の見直しの主要な目的のひとつが「使用料の一元化」ですので、低い方の旧清水市の使用者群が直接負担することとなる影響額を勘案して、単価を35円に設定したいと考えます。

次に、最大の使用者群(いわゆる「大口使用者」)における最高単価を設定したいと考えます。

設定に当たっては、第2次産業の総産業に占める割合が、指定都市中最大であるという本市の産業構造の特徴と、使用料一元化という観点から事業者には及ぼす影響額を総合的に勘案して220円に設定し、以下その間の各使用者群における単価を累進的に順次設定するという方法にしたいと考えます。

この結果、

$$\text{累進度 (2)} = \frac{\text{最高単価}}{(\text{基本使用料} + 35 \times 10)} \div 10 = \frac{220}{134} = 1.64$$

となります。

2 累進度 使用料体系中の最高単価を最小使用者群(10立方メートル)における単

価で除した値。下水道財政研究委員会（国土交通省監修）の調査では、全国の現状として1～3の範囲内に最も多く分布していました。

さて、これまで旧両市ともに、基本使用料には10立方メートルまでの污水排出量を含んでいました。

しかしながら、核家族化の進行による平均世帯人員の減少傾向に伴う少量排出者の増加、市民生活や市民意識の多様化など私たちを取り巻く社会潮流は大きく変化しています。

また、地球規模での環境問題が重要視されてきている中で、10立方メートルまでを同一使用料とすることは、節水意識の向上に結びつきにくいと考えられることから、基本使用料に一定の污水排出量を付加する手法以外を検討することも重要であると考えます。

そこで、本市における使用料一元化に際しては、10立方メートル未満においても1立方メートルごとに細分化した単位に応じて使用料を負担していただくという累進逓増制を採用していきたいと考えます。

以上の内容を具体的に表に示すと、資料3のとおりとなります。